

4 税制上の優遇措置

(1) 立地企業に対する県税の優遇措置（過疎地域・離島地域）

条 例	適用期限	対 象 者 の 要 件	対 象 地 域	事 業 税	不 動 産 税 不 取 得 税
過疎地域における 県税の特例に関する 条例	H29.3.31	<ul style="list-style-type: none"> 工場生産設備取得額：2,700万円超 適用対象事業：製造業，旅館業， 情報通信利用事業 	過疎 地域	<ul style="list-style-type: none"> 3年間 課税免除 	<ul style="list-style-type: none"> 取得時 課税免除
離島振興対策実施 地域における県税 の特例に関する条 例	H29.3.31	<ul style="list-style-type: none"> 製造，旅館業 ①資本金が5,000万円以下の場合 工場生産設備等取得価額：500万円以上 ②資本金が5,000万円超1億円以下の場合 同上：1,000万円以上 ③資本金が1億円超 同上：2,000万円以上 情報サービス業等 同上：500万円以上 	離島 地域 ※	<ul style="list-style-type: none"> 3年間 課税免除 	<ul style="list-style-type: none"> 取得時 課税免除

※ 離島地域については、産業投資促進計画を作成した市町村（地区）に限る。

① 事業税の免除の額は、次の算式によって算定した額である。

$$\text{免除税額} = \frac{\text{本県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得}}{\text{本県の総従業者数}} \times \frac{\text{新増設した設備に従事する従業者数}}{\text{本県の総従業者数}} \times \text{税率}$$

② 不動産取得税の免除の対象となる資産は、過疎地域の場合は租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項、離島地域の場合は同法第12条第3項又は第45条第2項の適用を受ける家屋及びその敷地である土地である。ただし、事務所、厚生施設等及びこれらの敷地となる部分は一部を除き対象とならず、また、土地が対象となるのは土地を取得した日の翌日から1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限る。

$$\text{免除税額} = \text{対象となる建物の固定資産評価額 (家屋)} \times \frac{\text{対象事業に供された床面積}}{\text{総床面積}} \times \text{税率}$$

$$\text{免除税額} = \text{対象となる土地の固定資産税評価額 (土地)} \times \frac{\text{対象事業に供された敷地面積}}{\text{総面積}} \times \text{税率}$$

③ 県税の課税免除申請先は県民局税務部であり、申請時期は次のとおりとなっている。

県 税 の 種 類	免 除 申 請 時 期	備 考
不 動 産 取 得 税	土地又は家屋を取得した日から60日以内	工場生産設備の新増設に着手する前に事業計画書を提出のこと。
法 人 事 業 税	確定申告書の提出期限又は修正申告書を提出する日	
個 人 事 業 税	3月15日	

(2) 立地企業に対する県税の優遇措置（地方活力向上地域）

	拡充型 （地方にある本社機能を拡充（増床・増員等）する場合）	移転型 （東京23区にある本社機能を地方に移転する場合）
支援対象地域	地方活力向上地域（ 拡充型事業対象地域 ）	地方活力向上地域（ 移転型事業対象地域 ）
適用対象者	認定整備計画の認定を受けた個人事業者又は法人で、当該認定を受けた日の翌日から2年を経過する日までの間に拡充型事業対象地域において 特定業務施設を整備し、特別償却設備を新設又は増設した事業者 （東京都の特別区の存する区域から移転する事業者を除く）	認定整備計画の認定を受けた個人事業者又は法人で、当該認定を受けた日の翌日から2年を経過する日までの間に 東京都の特別区の存する区域から特定業務施設を移転型事業対象地域へ移転して整備し、特別償却設備を新設又は増設した事業者
対象税目 （県税条例で定める税率に乘じる割合）	・ 不動産取得税 (1/10)	・ 事業税 (初年度1/2、翌年度3/4、翌々年度7/8) ・ 不動産取得税 (1/10)
対象施設等	・ 不動産取得税 ……特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地 ・ 事業税 ……特定業務施設に係る所得又は収入金額	
適用要件 （特別償却設備）	・特定業務施設の用に供する減価償却資産の合計額が 3,800 万円以上 ・租税特別措置法第 10 条第 6 項第 4 号に規定する中小事業者、同法第 42 条の 4 第 6 項第 4 号に規定する中小企業者、同法第 68 条の 9 第 6 項第 4 号に規定する中小連結法人については 1,900 万円以上	

※特定業務施設とは、事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門）又は研究所若しくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいう。

（控除額の目安）

① 事業税

$$\text{控除税額} = \text{本県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入} \times \frac{\text{新增設した特別償却設備に係る従業者数}}{\text{本県の総従業者数}} \times \left(\frac{\text{事業税標準税率}}{\text{事業税不均一課税税率}} \right)$$

② 不動産取得税

$$\text{控除税額（家屋・土地）} = \text{対象となる建物・土地の固定資産評価額} \times \frac{\text{特定業務施設に係る部分の延床面積・敷地面積}}{\text{総床面積・総面積}} \times \left(\frac{\text{不動産取得税標準税率}}{\text{不動産取得税不均一課税税率}} \right)$$

※不均一課税税率＝各税目標準税率×県税条例で定める税率に乘じる割合